

エムウェーブスケートクラブ保護者会会則

第1章 総則

第1条 本会は、エムウェーブスケートクラブ保護者会という。

第2条 本会の事務局は、エムウェーブスケートクラブ事務局におく。

第3条 本会は、エムウェーブスケートクラブの保護者と、本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

第4条 本会の目的は次の通りである。

- 1 エムウェーブスケートクラブの活動に協力し、これを通してクラブ員の健全な心身を育成する。
- 2 クラブ員同士、保護者同士の懇親をはかる。

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 クラブ員の基礎体力作りとスケート技術の向上に協力する。
- 2 クラブ員の遠征練習、競技会参加に協力する。
- 3 クラブ員の健康管理に協力する。
- 4 クラブ員のお楽しみ会、保護者の懇親会等を行う。

第3章 役員

第6条 本会には、次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名

第7条 役員は保護者総会で互選する。

第8条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その任務を代行する。また、庶務と会計の役割を分担する。

第9条 役員の任務は単年度とし、再任を妨げない。

第4章 会議

第10条 必要に応じて、会長は保護者会総会を招集することが出来る。

第5章 付則

第11条 この会則は平成20年6月23日より実施する。

第12条 この会則は、保護者会総会で変更することが出来る。